

国民年金

退職(失業)等による特例免除

国民年金には、経済的な理由で国民年金保険料を納めることが困難な場合に、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の方が申請することで、保険料の納付が免除される制度があります。

この制度の特例で、退職(失業)や天災などが原因で、所得が無くなったことにより国民年金保険料が納付できない方は、この事実が確認できる公的機関の証明書等(※1)の写しを添付することで、前年所得が一定額以上であっても免除の対象となる場合があります。(配偶者・世帯主に一定額以上の所得があるときは、特例免除が認められない場合があります)

※1 「雇用保険受給資格者証」「雇用保険被保険者離職票」「離職者支援資金の貸付決定通知」など

◎免除申請は、住民課で手続きしてください。

なお、申請の際には公的機関の証明書のほかに次のものをお持ちください。

- ①年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- ②印鑑
- ③他の市町村から転入された方は、前年の所得を証明するもの(所得証明書)

◆問い合わせ

住民課国民年金班 ☎(84)1214

前納報奨金制度が廃止

平成22年度から、納期前納付報奨金(前納報奨金)制度(固定資産税・町県民税の全期分を第1期の納期限までに一括して納付した場合に交付)が廃止となります。

この制度は税収の早期確保と納税意識の高揚などを目的に創設されたものです。しかしながら、みなさまのご協力により、この目的はすでに達成されていることや、町県民税を給与から差し引いている方には適用されないなど、公平性を欠くことから廃止することになりました。

廃止による財源は、より多くの町民のみなさまへのサービスの向上に活用しますので、今後も納期内納付にご協力をお願いします。

◎全期前納する方へ

これまでと同様に、納付書または口座振替による全期前納(一括納付)はできます。

◎全期前納による口座振替を利用されている方へ

「全期前納(一括納付)」から「期別納付」への変更をご希望の方は、税務課窓口で受付けています。3月31日までに手続きをお願いします。

◆問い合わせ

税務課収税班 ☎(84)1212

平成21年度 財政援助団体に係る監査の結果

地方自治法第199条第7項に基づき社団法人横芝光町シルバー人材センターの監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

監査は、平成20年度と同センターに対する補助金に係る出納や事務の執行について事前に資料の提出を受け、11月16日に関係者に説明を求め実施しました。

監査の結果、町が支出した補助金の出納その他の事務については、適正に執行されているものと認められましたが、財政運営資金積立金の計画的な運用と、自主財源の確保と事業の効率化に努め、自主・自立に向けた運営に取り組むよう要望いたしました。

平成22年3月

町監査委員 大木 國臣
町監査委員 川島 勝美

